

平成23年7月22日

損害賠償請求事件について

1 事件の概要

原告の主張によると事件の概要は、次のとおりである。

- (1) 原告は、(現在小学5年生)、葛飾区 学校に通学している。
- (2) 原告が小学校2年生であった平成20年6月30日、校内において体育の跳び箱の授業を受けていた際、生活スキルアップ指導補助員に、原告の左手を踏み付けられ、加療3か月を要する左第2、3、4、5中手骨骨折の傷害を負った。
- (3) これは、被告(葛飾区)の公権力の行使に当たる公務員である生活スキルアップ指導補助員が注意義務を怠った過失によるものであることは明らかである。
- (4) よって、原告の傷害による多大な精神的苦痛に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償(慰謝料)として200万円及びこれに対する加害行為の日(平成20年6月30日)から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金を支払うことを求める。

2 訴訟の内容

- (1) 事件名 平成23年(ワ)第18623号 損害賠償請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告
- (4) 被告 葛飾区
- (5) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対し、200万円及びこれに対する平成20年6月30日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の経過

- (1) 平成23年6月7日 訴えの提起(区へ訴状が送達されたのは、平成23年6月15日)
- (2) 平成23年8月22日 第1回口頭弁論期日

4 区の方針

本件については、特別区人事・厚生事務組合法務部にその処理を依頼済みである。